

四 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
五 公安調査局所属の行政財産の管理に関する事

六 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査
一と。

事務所所属の物品の管理に関すること。
七 公文書類の審査及び進達に関すること。

八 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の保有する情報の公開に関すること。

九 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の保有する個人情報の保護に関するこ

十一 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査
と。

事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。

十一　広報に関する事。

査事務所の情報システムの整備及び管理に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、公安調査局の所掌事務で他の所掌に属しないものに關する

の戸室事務官の戸室に居しかねないのに聞かること。

る。職員管理官は、次に掲げる事務をつかさど

一 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の事務並びに政委會が別途二つ。

二 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査
他の人事並びに教養及び訓練に関すること

事務所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

三 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の行政の考査に関すること。

（首席調査官） 第二目 調査第一部

第二十二条 関東公安調査局の調査第一部に首席
調査官三人を、北海道公安調査局、東北公安調

査局、中部公安調査局、近畿公安調査局、中国公安調査局、四国公安調査局及び九州公安調査

局の調査第一部にそれぞれ首席調査官一人を置く。

調査第一部に置く首席調査官は、命を受け
て、第十八条各号の事務を分掌する。

(首席調査官) 第三回 調査第二部

第二十三条 関東公安調査局の調査第二部に首席調査官五人を、中部公安調査局、近畿公安調査

(首席調查官)

調查第二部

て、第十八条各号の事務を分掌する。

(首席調查官)

調查第二部

て、第十八条各号の事務を分掌する。

く。
2 調査第二部に置く首席調査官は、命を受け
て、第十九条各号の事務を分掌する。

第一節 公安調査事務所

(公安調査事務所の名称、位置及び管轄区域)

第二十四条 公安調査事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

(公安調査事務所の所掌事務)

第二十五条 公安調査事務所は、公安調査局の所掌事務のうち、第十七条第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十一号から第十四号まで、第十八条各号並びに第十九条各号の事務を分掌する。

(首席調査官)

第二十六条 公安調査事務所に、それぞれ首席調査官二人を置く。

2 公安調査事務所に置く首席調査官は、命を受けて、第十八条各号及び第十九条各号の事務を分掌する。

3 公安調査事務所に置く首席調査官のうちあらかじめ指定する一人は、前項に掲げる事務のほか、公安調査事務所の所掌に係る事項で他の首席調査官の所掌に属しない事務をつかさどる。

第四章 雜則

第二十七条 この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、公安調査庁にあつては長官が定め、公安調査庁研修所にあつては所長、公安調査局にあつては局長、公安調査事務所にあつては所長が長官の承認を受けて定めること。(この本部令の効力)

2 この本部令は、その施行の日に、公安調査庁組織規則(平成十三年法務省令第二号)となるものとする。

附 則（平成一四年四月一日法務省令第二九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年四月一日法務省令第三七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年四月一日法務省令第三五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年五月二一日法務省令第四一号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の公
安調査署組織規則の規定は、平成十六年四月
一日から適用する。

附 則（平成一七年四月一日法務省令第五五号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行す
る。

附 則（平成一八年三月三一日法務省令第
四〇号）
この省令は、平成十八年四月一日から施行す
る。

附 則（平成一九年三月三〇日法務省令第
二五号）
この省令は、平成十九年四月一日から施行す
る。

附 則（平成二〇年三月三一日法務省令第
二〇号）
この省令は、平成二十年四月一日から施行す
る。

附 則（平成二一年三月三一日法務省令第
一六号）
この省令は、平成二十一年四月一日から施行す
る。

附 則（平成二一年三月二九日法務省令第
二八号）
この省令は、平成三十一年四月一日から施行す
る。

附 則（令和五年三月三〇日法務省令第
一七号）
この省令は、令和五年四月一日から施行す
る。